令和８年度採用試験問題

【憲法】

以下の学生Ａ及びＢの会話を読んで、問に答えなさい。

［学生の会話］

Ａ「内閣総理大臣その他の国務大臣が予算委員会その他の委員会に出席している姿はよく見かけるように思うけれど、最高裁判所長官の姿は、予算委員会その他の委員会で見かけない気がするわね。なぜかしら？」

Ｂ「国会法を見ると、国務大臣については『委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。』と規定しているのに対し、最高裁判所長官については『最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。』と規定していることにその一因があるのかもしれないね。実際には、最高裁判所長官が委員会に出席することはまれだけれど、その代理者が予算委員会や法務委員会に出席して裁判所の予算や裁判所に関係する法律案に対する説明を行う例は多くあるみたいだよ。」

Ａ「それぞれの条文の委員会への出席に関する規定の仕方が、国務大臣と最高裁判所長官とで異なるのね。とはいえ、裁判所がその要求により委員会に出席することができるだけではなく、委員会として、最高裁判所に質問したり、意見を求めたりする必要性もあると思うわ。①<u>最高裁判所長官についても、委員会としてその出席を求める制度を設けることはできないものかしら。</u>」

B「私としては、委員会における法律案の審査において、もっと憲法上の論点について深い議論がなされるようになるとよいと思うんだよね。」

A「だとしたら、例えば②委員会が、自ら審議している法律案の合憲性について、法的拘束力を有しないかたちで最高裁判所の見解を求めることができることとしてはどうかしら？」

B「う～ん、そのアイデアは、判例の司法権に対する考え方や違憲審査権の行使に対する考え方からすると難しくないかなあ。」

A「違憲審査制の役割は、個人の人権を保障することだけではないと思うの。そう考えれば、こうした制度を設けることも憲法上許容されていると考える余地はあるのではないかしら。」

［問１］

下線部①の構想について、憲法上の論点を整理して、あなたの考えを述べなさい。その際、委員会への出席の方法に関して国務大臣と最高裁判所長官とで国会法の規定の仕方が異なっている理由及びあなたの考えと異なる立場から想定される意見にも言及すること。

［問２］

下線部②の構想について、憲法上の論点を整理して、あなたの考えを述べなさい。その際、あなたの考えと異なる立場から想定される意見にも言及すること。

（次頁に参照条文を掲載）

＜参照条文＞

別冊「参照条文集　日本国憲法」も参照してよい。

○国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

第 71 条　委員会は、議長を経由して内閣総理大臣その他の国務大臣並びに内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官並びに政府特別補佐人の出席を求めることができる。

第 72 条　（略）

②　最高裁判所長官又はその指定する代理者は、その要求により、委員会の承認を得て委員会に出席説明することができる。